

令和 5 年度から令和 9 年度までの 石油・L P ガス備蓄目標（案）について

令和 5 年 5 月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

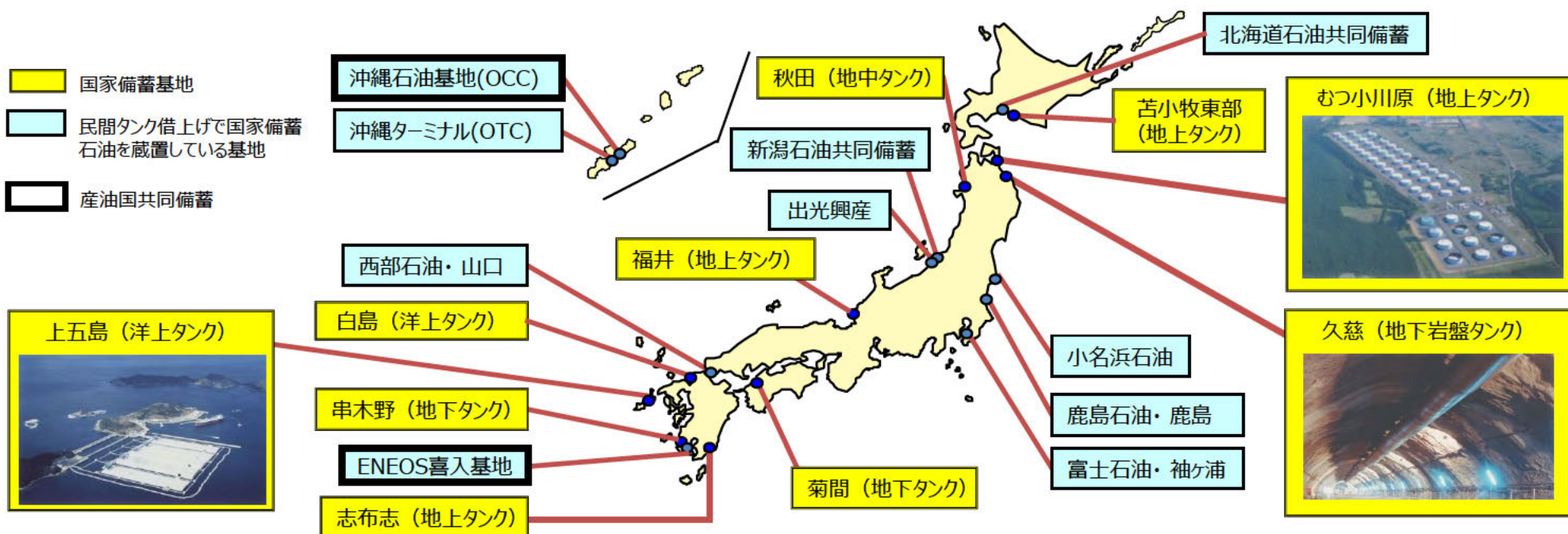
1-1. 我が国の石油備蓄の現状

- 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）、サウジアラビア及びクウェートとの間で実施する「**産油国共同備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：原油4,332万kl・製品 143万kl（IEA基準：129日分、備蓄法基準：137日分）
- ・民間備蓄：原油1,183万kl・製品1,347万kl（IEA基準：78日分、備蓄法基準：80日分）
- ・産油国共同備蓄（※）：原油224万kl（IEA基準：6日分、備蓄法基準：7日分）（令和5年3月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄石油の蔵置場所（原油）

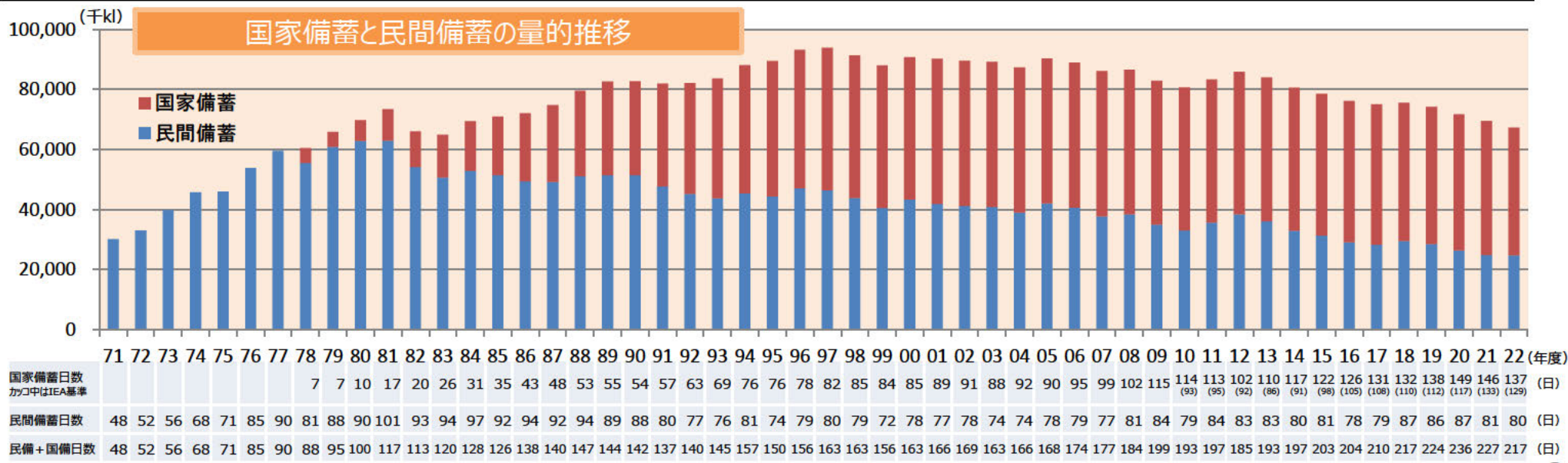
国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。



（※）産油国共同備蓄：我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることができるもの。

1 - 2. 我が国の石油備蓄の歴史

- 昭和47（1972）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく民間備蓄を開始。（60日備蓄増強計画）
- 昭和49（1974）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年に国際エネルギー機関（IEA）設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50（1975）年：石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化（90日）。
- 昭和53（1978）年：審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、国家備蓄を開始。
- 昭和62（1987）年：審議会報告において、国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ、民間備蓄は備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。
- 平成 5（1993）年：民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。
- 平成10（1998）年：国家備蓄は5,000万klを達成。以降、同水準を維持。
- 平成27（2015）年：資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示された。国家備蓄は「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量」を確保することとした。
- 令和 2（2020）年：備蓄目標を最低水準として堅持すべきものであることを明確化するため、「以下の量を下回らないものとする」との文言を追加。



1-3. 我が国のLPガス備蓄の現状

- 我が国のLPガス備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」と、②石油備蓄法に基づきLPガス輸入業者が義務として保有する「**民間備蓄**」で構成される。

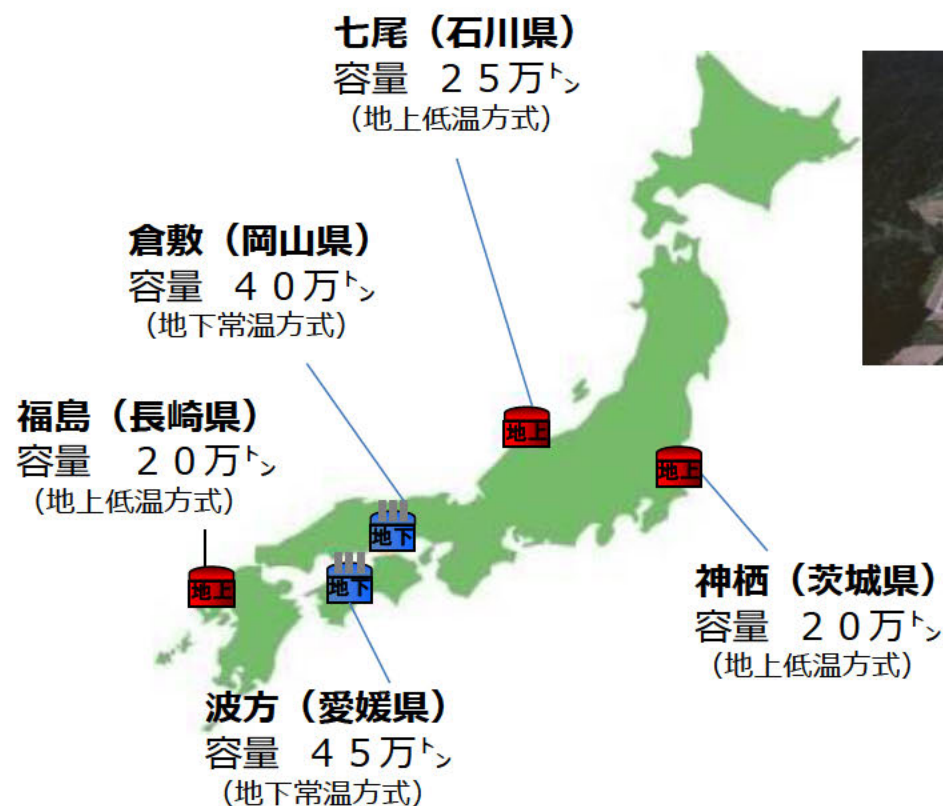
- ・国家備蓄：139万トン（51日分）
- ・民間備蓄：171万トン（60日分）

（令和5年3月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄LPガスの蔵置場所



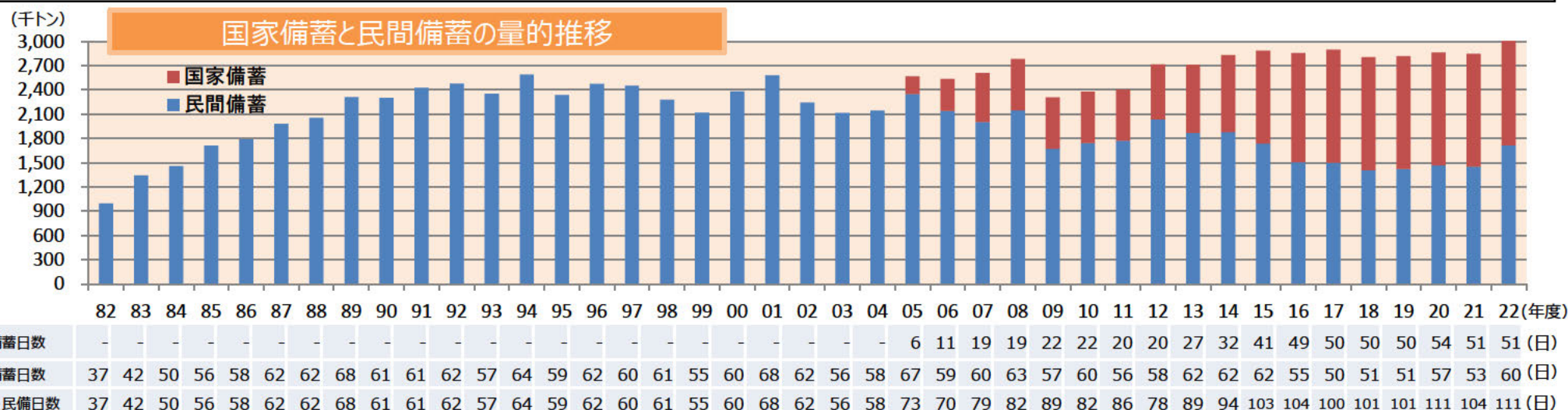
波方基地



七尾基地

1-4. 我が国のLPガス備蓄の歴史

- 昭和56（1981）年：昭和52年のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等を踏まえ、審議会報告を受けて、石油備蓄法を改正しLPガス輸入業者に民間備蓄義務（50日）を開始。
- 平成元（1989）年（昭和63（1988）年度末）：50日備蓄が達成。
- 平成4（1992）年：平成3年の湾岸戦争による輸入の一時中断等を踏まえた審議会報告を受けて、輸入量40日相当の150万トンのLPガス国家備蓄の目標を策定。
- 平成17（2005）年：国家備蓄基地（地上3基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成25（2013）年：国家備蓄基地（地下2基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成29（2017）年：7月に輸入量の50日分程度に相当する量に国家備蓄目標を変更。
- 平成29（2017）年：11月に倉敷（地下）基地へのガス蔵置を以て、国家備蓄目標を達成。
- 平成29年(2017)年：12月に石油備蓄法施行規則改正。民間備蓄義務日数を40日に引き下げ（30年2月より適応）。



※LPガス備蓄量は年度末実績。表中の数字は日数（備蓄法基準）。資源エネルギー庁「LPガス備蓄の現況」を元に作成。

1 - 5. 石油備蓄目標とは

- 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降 **5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標**を定めるもの。
- 定める事項は、①備蓄の数量と②新たに設置すべき貯蔵施設。

石油備蓄目標の策定の流れ

石油備蓄目標
(案)の策定

経済産業大臣

諮問

答申

総合資源エネルギー調査会

付託

付託報告

資源・燃料分科会

石油備蓄目標の審議

■石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)

第4条 経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。

2 石油備蓄目標に定める事項は、石油(石油ガスを除く。)及び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。

一 備蓄の数量に関する事項

二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

1－6．現在の備蓄目標（令和4～8年度：令和4年度策定）

石油	LPガス
①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて 輸入量の90日分（IEA基準）程度に 相当する量 民間備蓄：消費量の70日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし	①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量 民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし

令和4年度目標策定時(令和4年5月末時点)

国家備蓄 :135日分(IEA基準)、145日分(備蓄法基準)
産油国共同備蓄: 4日分(IEA基準)、 4日分(備蓄法基準)
民間備蓄 : 83日分(IEA基準)、 87日分(備蓄法基準)

国家備蓄基地 :10か所 その他、民間石油タンクも活用

国家備蓄 :52日分
民間備蓄 :57日分

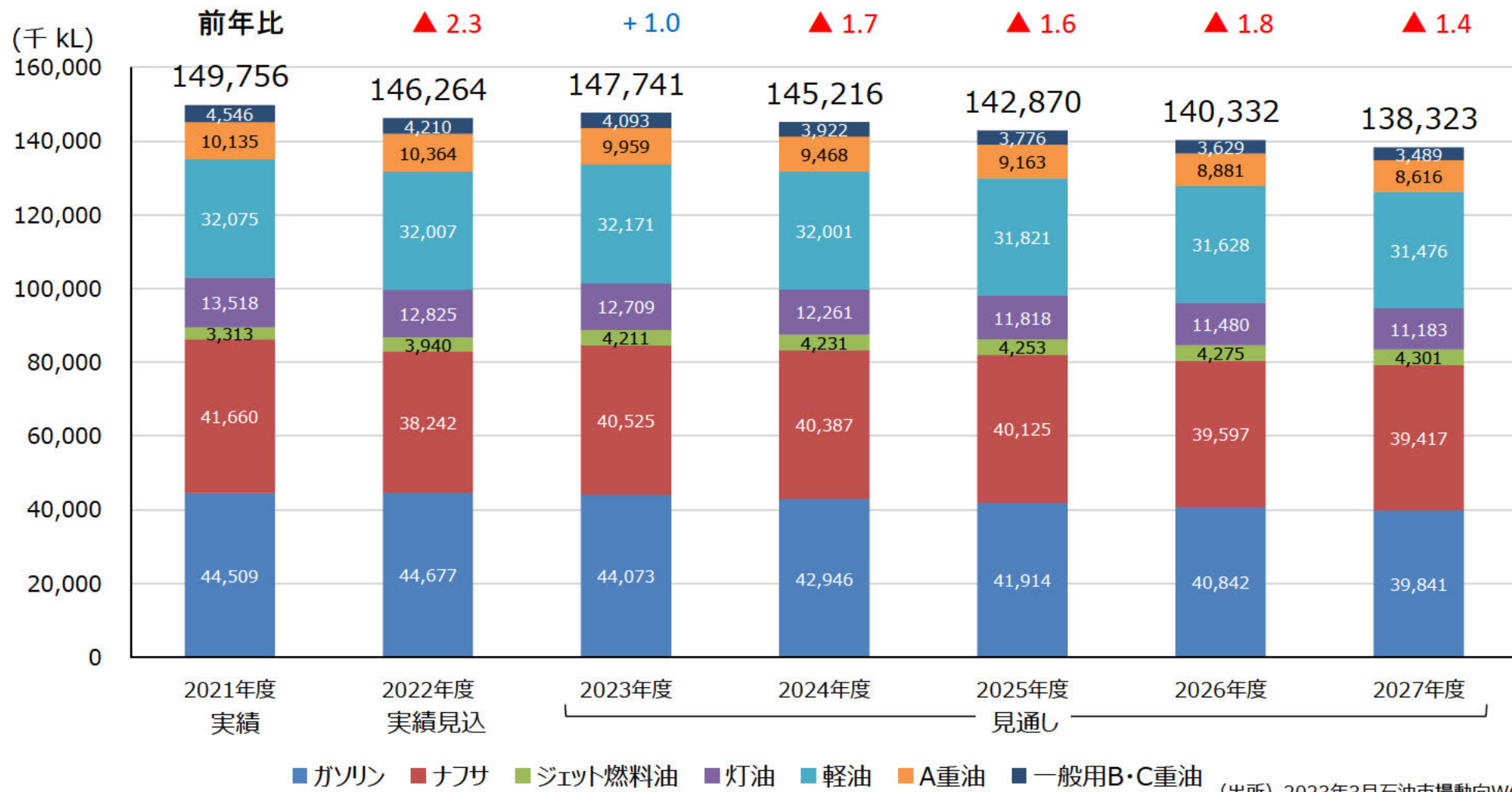
国家備蓄基地:5か所

石油をとりまく情勢

2-1. 国内の石油製品需要のトレンド

- 2023年度は、燃料油全体で1億4,774万kLとなり前年比横ばいの見通し。
- 2022～2027年度を総じてみれば、年平均で▲1.1%、全体で▲5.4%の減少の見通し。

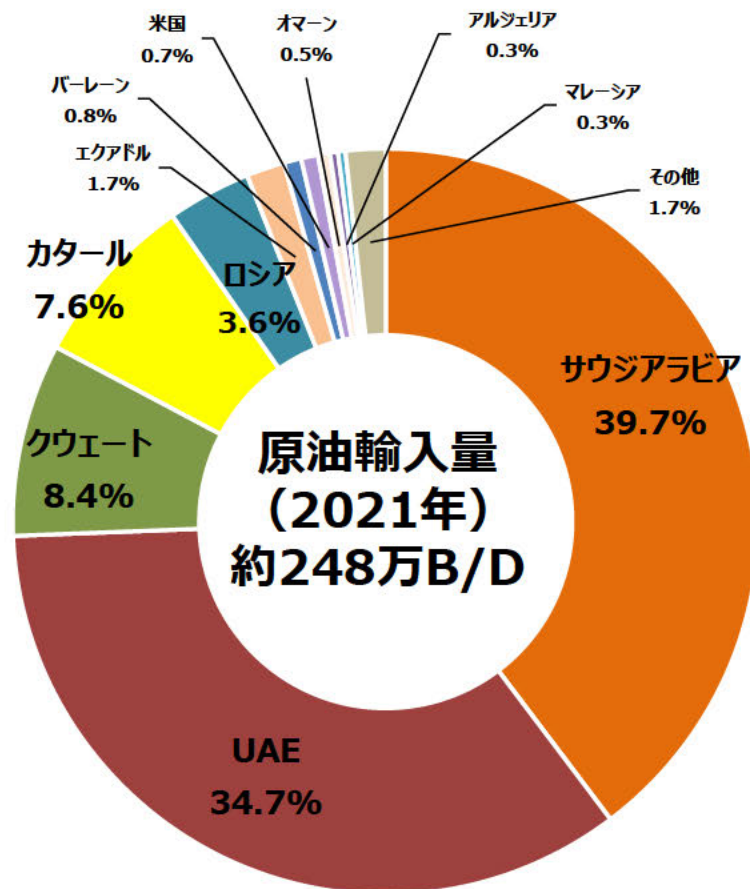
2023～2027年度石油製品需要見通し（燃料油全体）【電力用C重油を除く】



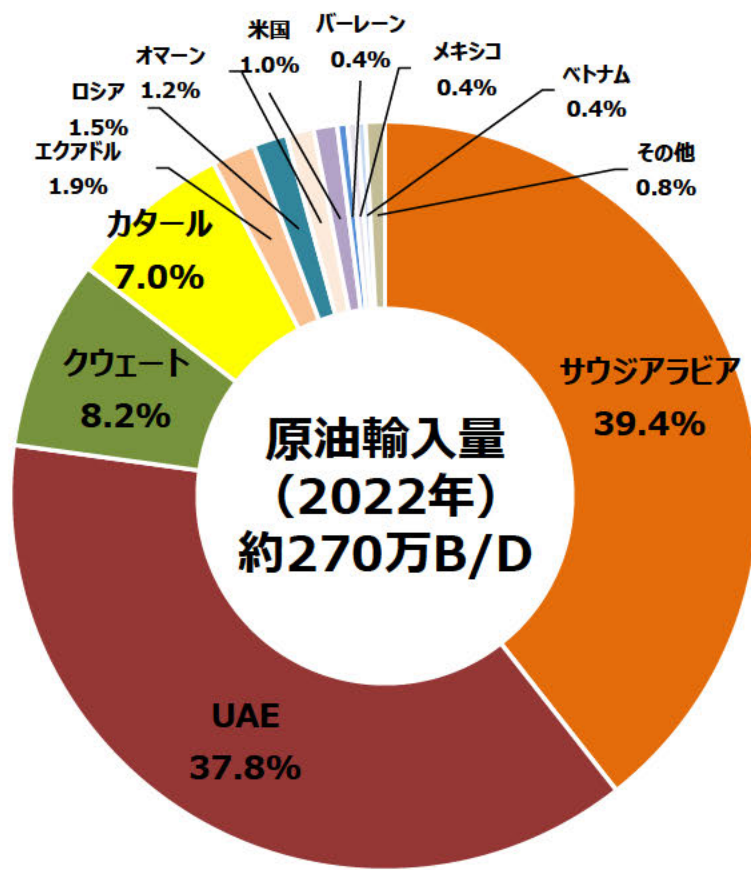
2-2. 石油の中東依存度

- 我が国の原油輸入におけるロシア依存度は低下した一方、中東依存度はさらに高まっており、中東情勢の不安定化等に伴う原油調達の不確実性は高い。

我が国の原油輸入先内訳



中東依存度 : 91.9%
ロシア依存度 : 3.6%



中東依存度 : 94.1%
ロシア依存度 : 1.5%

2-3. 中東地域的情勢

- 中東地域では、ホルムズ海峡を含め、アラビア半島周辺において多数の事案が発生してきており、サウジアラビアとイランが外交正常化に動き出したものの、中東の地政学リスクには引き続き注視が必要。

中東地域で発生した主な事案（2019年5月以降）



<イラン・イラク周辺>

- 2020年1月3日、米軍の空爆により、ソレイマニ・イラン革命ガード・コッズ部隊司令官らが死亡。
- 同1月8日、イラン革命ガードがイラク駐留米軍基地に対し、弾道ミサイルを発射。
- 同6~7月頃、イランの軍事・核関連施設等で爆発事案が連続発生。
- 2021年2月15日、イラク北部エルビルの軍事基地へのロケット攻撃で、米国民（民間軍事会社所属）1名が死亡。
- 同4月11日、イラン中部ナタンズの核施設で電力系統の事故が発生。イラン原子力庁はテロ攻撃であると発表。
- 2023年3月10日、サウジアラビアとイランが外交正常化について合意したことが発表された。

<ホルムズ海峡周辺>

- 2019年5月12日、フジャイラ沿岸に停泊中の商業船4隻への攻撃が発生。
- 同6月13日、ホルムズ海峡付近で日本関係船舶含む2隻が被弾。
- 2020年8月17日、UAE沿岸警備隊がペルシャ湾内でイラン漁船に射撃を行い、イラン人2名が死亡、1隻を拿捕。
- 2021年1月4日、イラン革命ガード海軍がホルムズ海峡付近で、韓国船籍のタンカーを拿捕。
- 同2月26日、オマーン湾でイスラエルの事業者が船主の自動車運搬船への攻撃が発生。
- 同7月3日、ホルムズ海峡東側でイスラエル企業が所有するコンテナ船への攻撃が発生。
- 同7月30日、オマーン沖でイスラエル人が運営する英国企業が運航・管理し、日本企業の海外子会社が所有するリベリア船籍の製品タンカーへの攻撃が発生。攻撃により、英国人及びブルーマニア人の乗組員が死亡。
- 2022年11月15日、オマーン沖で日本企業が実質所有し外国法人に貸し出しているリベリア船籍石油タンカーへのドローン攻撃が発生。船舶は軽微な損傷を負ったものの船員被害なし。

<サウジアラビア西部>

- 2020年11月23日、ジッダ北部の石油施設への攻撃が発生。
- 同12月14日、ジッダ港に停泊中のシンガポール船籍のタンカーへの攻撃が発生。
- 2021年3月4日、ホーシー派がジッダ石油施設への攻撃を主張。
- 同3月25日、ジーザーンの石油流通施設への攻撃が発生。

<紅海、イエメン沖>

- 2019年10月11日、ジッダ沖でイランのタンカーが爆発。
- 2020年11月12日、サウジ・ジーザーンの海上石油プラットフォームへの攻撃が発生。
- 同12月5日、イエメン沖で船舶に対する攻撃が発生。
- 同12月27日、紅海南部で貨物船に対する機雷攻撃が発生。
- 2021年3月6日、紅海でイランの貨物船に対する機雷攻撃が発生。

<UAE>

- 2022年1月17日、アブダビの工業地区及び国際空港付近へのドローン攻撃が発生。3名が死亡、6名が負傷。

<サウジアラビア東部>

- 2019年9月14日、サウジアラビア東部の石油施設（アブケイク、クライス）への攻撃が発生。石油生産が一部停止。
- 2021年3月7日、サウジ東部の港の石油タンク、及びダンマームのアラムコ施設に対する無人機及びミサイル攻撃が発生。ミサイルは全て迎撃。
- 同3月19日、リヤドの石油精製施設へのドローン攻撃が発生。
- 同3月26日、サウジ東部の港のアラムコ施設への攻撃が発生。
- 2022年3月10日、ホーシー派による、リヤド製油所への攻撃が発生。

2－4．我が国周辺海域を取り巻く情勢について

国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

イ 海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化

四方を海に囲まれ、世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家として、同盟国・同志国等と連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進める。具体的には、シーレーンにおける脅威に対応するための海洋状況監視、他国との積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を推進し、多国間の海洋安全保障協力を強化する。また、海上交通の安全を確保するために、海賊対処や情報収集活動等を実施する。

そして、これらの取組に関連する国際協力を進めつつ、南シナ海等における航行及び上空飛行の自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係の強化、北極海航路の利活用等を図る。さらに、シーレーンの安定的利用の確保等のためにも、ジブチにおける拠点を引き続き活用する。

2－5．ロシアのウクライナ侵攻に起因する世界的な石油市場の逼迫（備蓄石油の放出）

- ロシアのウクライナ侵攻に起因する国際エネルギー市場の深刻な逼迫に対応するために、IEA臨時閣僚会合が開催され（令和4年3月1日、同年4月1日）、石油備蓄放出の協調行動について、2度の合意。
- 総量1億8,000万バレルのうち、我が国として、2,250万バレルの石油備蓄の放出を実施。国家備蓄石油の放出は、制度開始（1978年）以来初めて。
 - ・3月 総量6,000万バレルの放出を決定。
我が国は、750万バレルを民間備蓄より放出。
 - ・4月 総量1億2,000万バレルの放出を決定。
我が国は、1,500万バレルを、国家備蓄900万バレル、民間備蓄600万バレルより放出。
- 現在、国家備蓄放出については、全量を令和4年9月29日までに引き渡し済み。また、民間備蓄放出については、備蓄義務量の引下げを実施中。

（参考）過去のIEA石油備蓄協調放出の事例

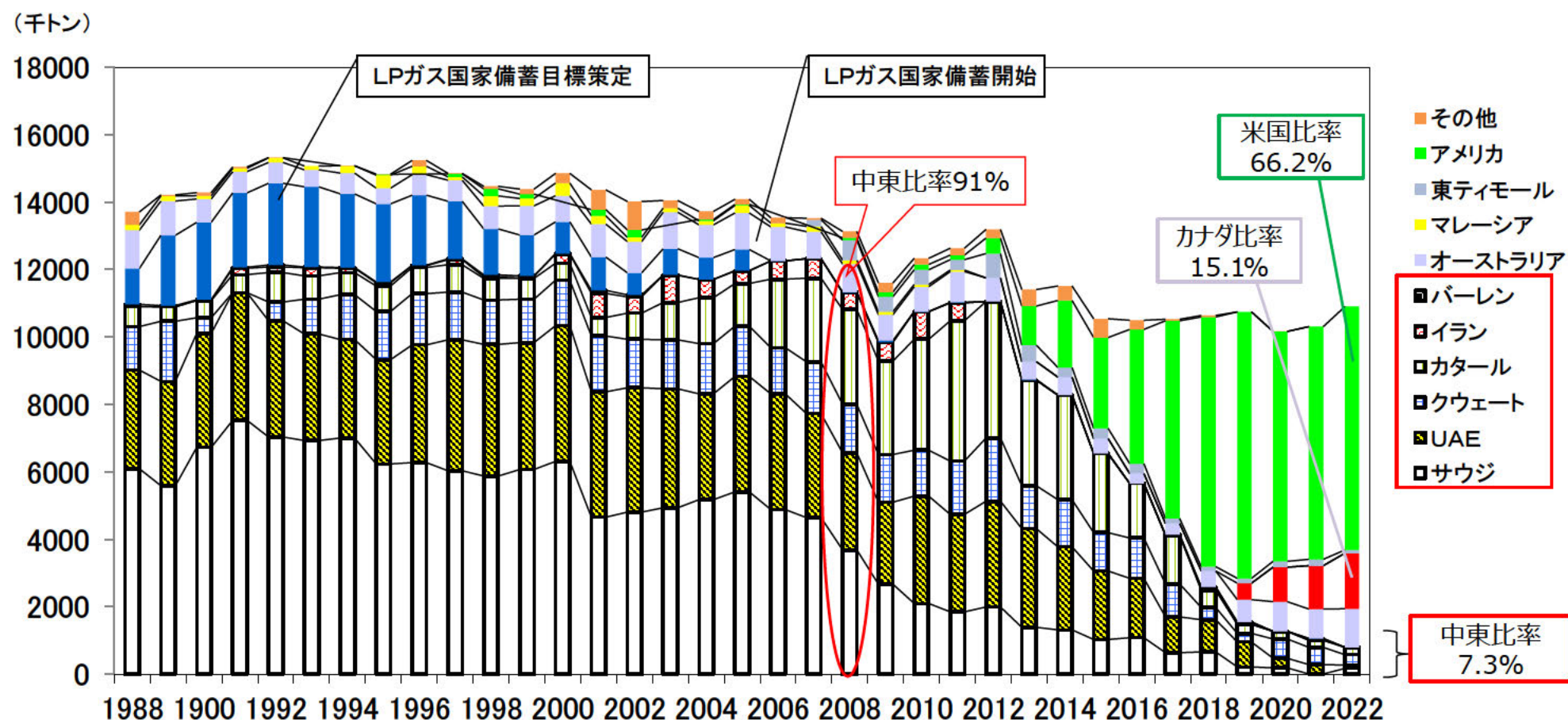
- 我が国の過去のIEA石油備蓄協調放出の実績は以下の通り（いずれも民間備蓄）。
 - 1991年 湾岸戦争 : 1,505万バレル（総量10,750万バレル）
 - 2005年 ハリケーン・カトリナ : 732万バレル（総量6,000万バレル）
 - 2011年 リビア情勢悪化 : 750万バレル（総量6,000万バレル）

LPガスを取りまく情勢

3 - 1. LPガスの中東依存度の低下

- 近年、アメリカやカナダからの輸入が増加していることに伴い、中東依存度は、ピークの2007年度91%から2022年度約7%に低下。
- さらなる調達の安定化を図るため、調達国の多角化が進められている。

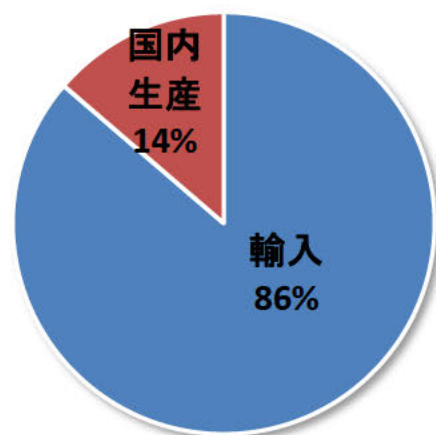
LPガスの輸入量と中東依存度



3-2. LPガスの需給状況

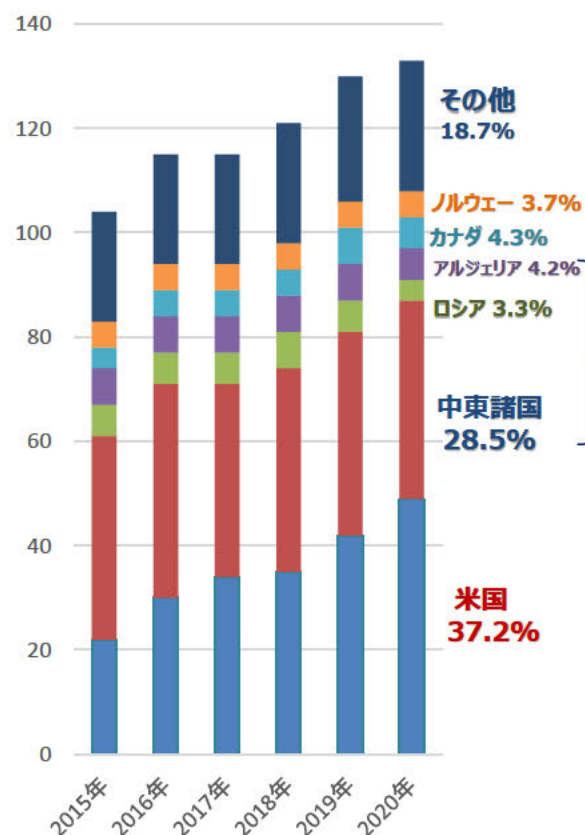
- 我が国におけるLPガス輸入の中東依存度は1割程度まで低下した一方で、世界に対するLPガス供給の36%は、引き続き、中東、ロシア、アルジェリアからの供給に依存しており、地政学リスクは依然高い状況。
- さらに、中国・インド等の新興国でLPガス需要が急増しており、こうした新興国との競合の中で、有事の際に、十分な量を確保することが困難になる可能性がある。

日本のLPガスの輸入比率
2021年度

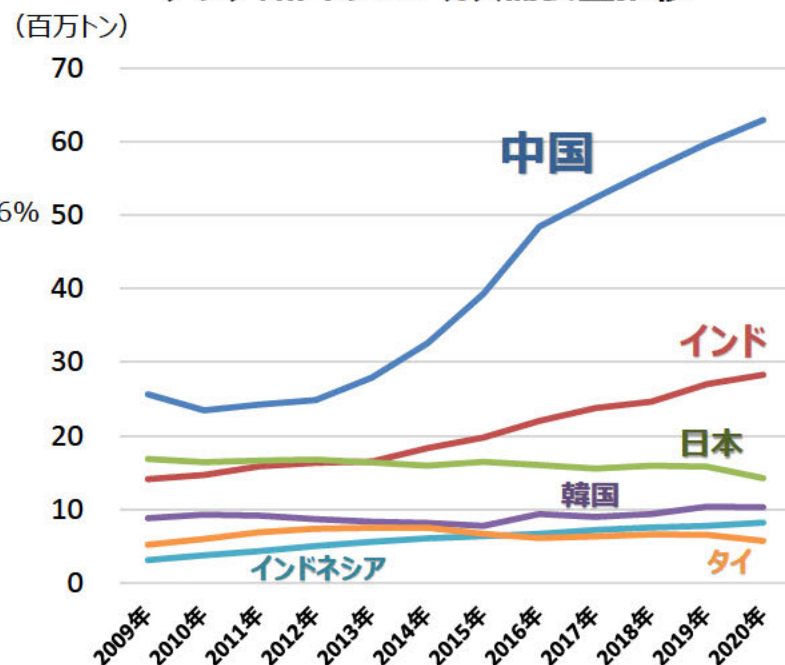


※国内生産は、石油精製で生成されるものであり、自家消費を除いて、流通される量
※2021年度輸入量、輸出量、生産量から試算

(百万トン) LPガス輸出量推移



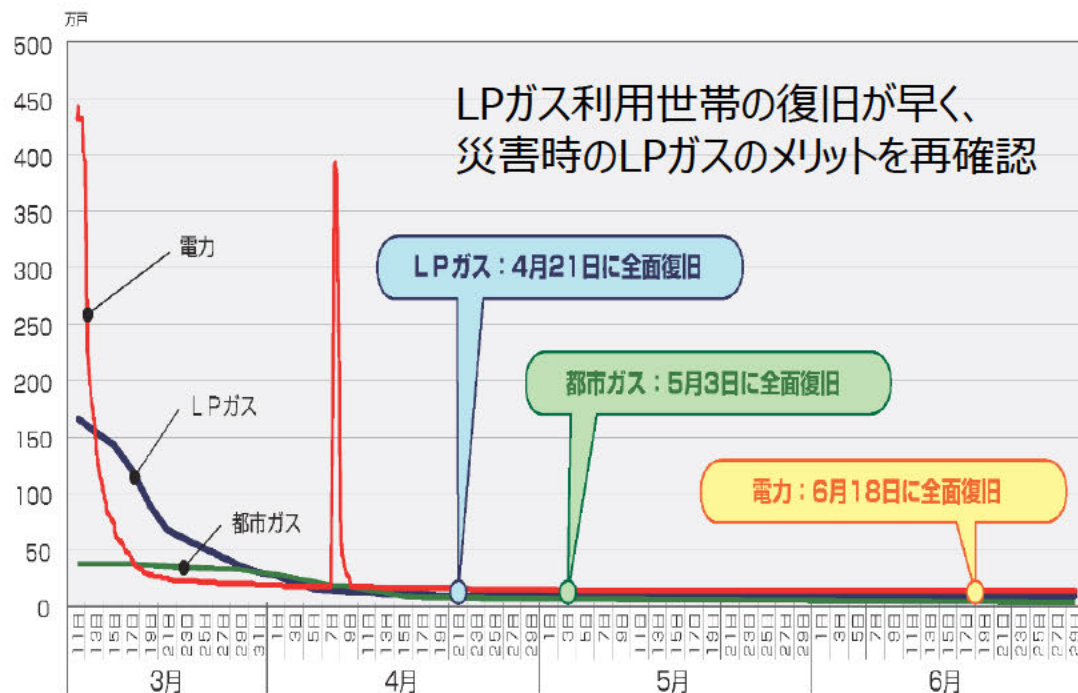
アジア諸国のLPガス需要量推移



3-3. 災害に強いLPガス

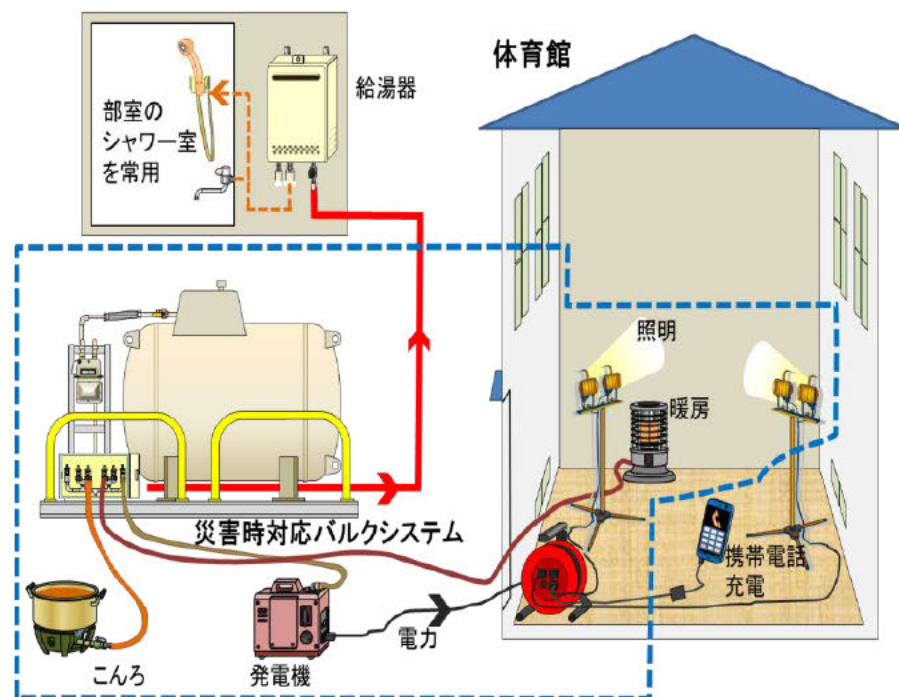
- 災害時に電力・都市ガスの導管供給が分断された場合にも、LPガスは導管に依存せず、ボンベで供給される分散型エネルギーであることから、個々の設備が被災していなければ、有効に利用が可能。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、LPガスの災害対応強化のため、以下の取り組みを推進。
 - ① 災害に強い中核充填所の整備（自家発電機の整備、浸水対策のための施設の嵩上げ等）
 - ② 各県、各地域での災害時供給訓練の実施
 - ③ 避難所、医療福祉施設等でのLPガス備蓄、LPガス発電機、LPガス空調機等の整備

東日本大震災後の被災3県における各インフラの供給不能戸数の推移



（出典：経済産業省「東日本大震災を踏まえた今後のLPガス安定供給の在り方に関する調査」平成24年2月）

LPガス備蓄をつかった災害時の避難所での活用



3-4. 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- 大規模な災害等が発生した時に、ライフライン機能の維持が求められる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等において、自衛的な燃料備蓄のためにLPガスタンク等を設置する経費の一部を補助。
- 平成24年度から令和4年度までの支援実績は1,391件。



LPガスタンク（災害バルク）



非常用発電機

【大阪府泉佐野市での導入事例】

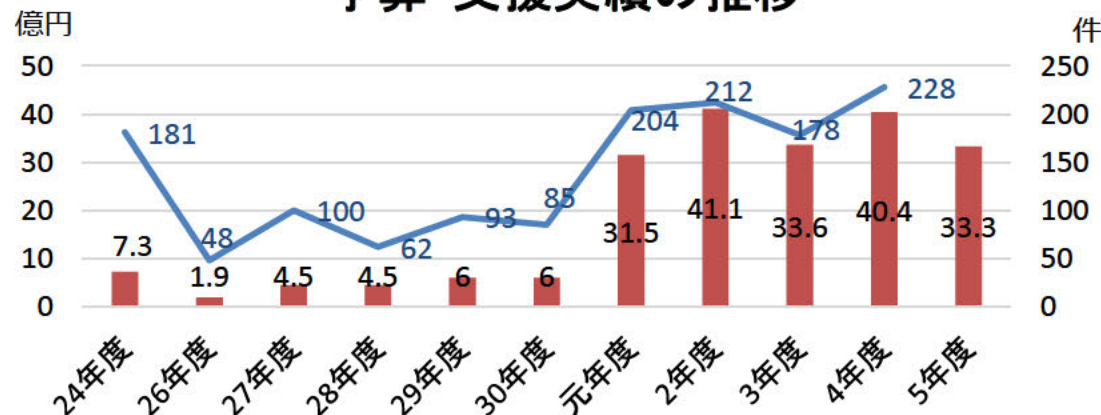


日新小学校屋内運動場での導入事例



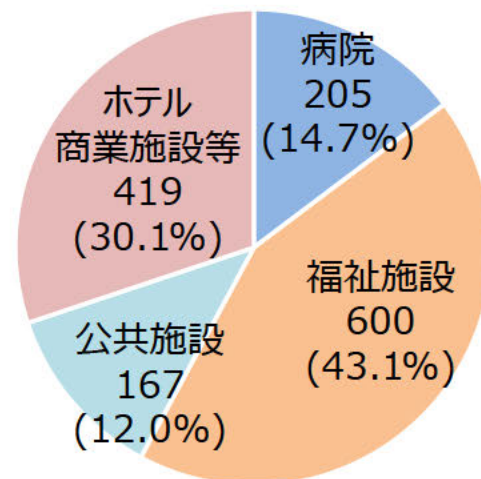
GHPと非常用発電機を導入（日新小学校）

予算・支援実績の推移



※平成24年度は補正予算の措置のみで、令和元年度以降はその年度に執行された補正予算が含まれる。

施設別の導入実績 (平成24年度～令和4年度)



次期備蓄目標について

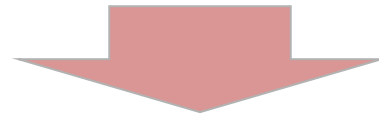
4－1．情勢まとめ

石油

- 国際情勢における不確実性の拡大。
直近では、IEA協調行動として備蓄石油を放出
（国家備蓄石油の放出は制度開始以来初）。
- 中東依存度は引き続き高い水準。
- 中東の地政学リスクも引き続き懸念。

L P ガス

- 調達先は、中東から北米にシフト。
- アジアなど新興国の需要増。
- 国内の災害対応のニーズの増大。



石油・L P ガスの**供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していく必要。
史上初となる国家備蓄石油の放出も、現在の水準で対応できた。

今後も有事における国民生活を支えるため、**現状の石油備蓄水準を維持していくことが適切ではないか。**

4－2. (案) 今後の備蓄目標 (令和5～9年度)

石油	LPガス
①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて 輸入量の90日分（IEA基準）程度に 相当する量 民間備蓄：消費量の70日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし	①備蓄の数量 以下の量を下回らないものとする。 国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量 民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量 ②新たに設置すべき貯蔵施設 なし

※備蓄目標の日数などについては変更はないが、次期エネルギー基本計画に向けて、
脱炭素化の進捗や国際社会の環境を踏まえた、**新たな検討会を設置**する。（詳細は次ページ）

現状(令和5年3月末時点)

国家備蓄 : 129日分 (IEA基準)、137日分 (備蓄法基準)
産油国共同備蓄: 6日分 (IEA基準)、7日分 (備蓄法基準)
民間備蓄 : 78日分 (IEA基準)、80日分 (備蓄法基準)

国家備蓄 : 51日分
民間備蓄 : 60日分

国家備蓄基地 : 10か所 その他、民間石油タンクも活用

国家備蓄基地: 5か所

4－3.「今後の石油備蓄目標の在り方」中間レビューに向けて（案）

- 令和4年度は国家備蓄・民間備蓄の放出が行われ、各基地からの放出作業に係る操業上・管理上のレビューを終えたところ。

その結果に加えて、国際社会の環境、エネルギー分野における脱炭素化の進捗状況等も踏まえつつ、備蓄目標の在り方に係る中間的レビューを行う検討会を開始する。

（検討内容の例）

- 国際情勢等を踏まえた国家備蓄の適正配置
 - 諸外国における石油備蓄の状況も踏まえた国家備蓄の適正な日数
 - 精製事業者のニーズを踏まえた国家備蓄の油種の構成
 - 国家備蓄基地の設備等の維持・更新に係る費用の必要性・妥当性
 - カーボンニュートラル進展に伴う新燃料需要の拡大に向けての石油備蓄施設の利活用、等
- 当該レビューの結果を本分科会に報告するとともに、次期エネルギー基本計画に反映してまいりたい。
 - 今後、具体的な議題を策定し、適切な検討会の体制や委員を決定していくこととしたい。

（検討会参加者の例）

- エネルギーセキュリティの専門家
- 石油市場ないし石油備蓄の有識者
- その他の学識経験者、弁護士、等

4－4．国家備蓄石油の放出の状況・油種の構成について

- 昨年のIEA協調行動に伴う国家備蓄石油の放出は、国備基地 3 基地（白島、苫小牧東部、上五島）と民間借入れ基地 3 基地（喜入、小名浜、沖縄ターミナル）で実施。その結果、計画どおり昨年9月末までに原油の放出が完了。
- また、供給途絶が発生した際に国家備蓄を機動的に使用できるようにするために、備蓄している原油の種類を随時入れ替える油種入替を活用して、我が国が輸入している原油の構成に近づける取り組みを引き続き実施していく。

【IEA協調行動に伴う国家備蓄の放出実績】

公告日	払い出し基地名	対象数量
4月22日	白島	約28万キロリットル
4月22日	上五島	約32万キロリットル
4月22日	喜入	約16万キロリットル
5月18日	苫小牧東部	約37万キロリットル
5月18日	小名浜	約25万キロリットル
5月18日	沖縄ターミナル	約13万キロリットル

【我が国の油種の現状（構成比）】

	国備原油 (R4年度末)	輸入原油 (R1～R3年度平均)
重質油	12.6%	10.4%
中質油	59.4%	37.8%
軽質油	28.0%	51.8%

【（参考）白島国家備蓄基地での放出】



4-5. カーボンニュートラル社会を見据えた既存の原油タンクの活用可能性

- カーボンニュートラル社会の実現に向けて脱炭素燃料の必要性が高まる中で、将来的にその貯蔵設備として既存の原油タンクの活用は有効な選択肢の1つ。
- JOGMECは石油備蓄の技術的知見を活用して、既存の原油タンクをメチルシクロヘキサン（MCH）の貯蔵用への転用可能性について、FS調査を実施しているところ。

● 脱炭素燃料貯蔵に向けた既存の原油タンク利用に関するJOGMECの検討状況（イメージ図）

事業化検討
(計画)

原油タンク転用に係る
技術的な手引きの策定
→ 将来の脱炭素燃料貯蔵の事
業化検討 (F/S) をJOGMEC
が実施

実証試験

これまでに蓄積した技術的
知見を活用し、脱炭素燃料
の貯蔵に係る実証試験につ
なげる

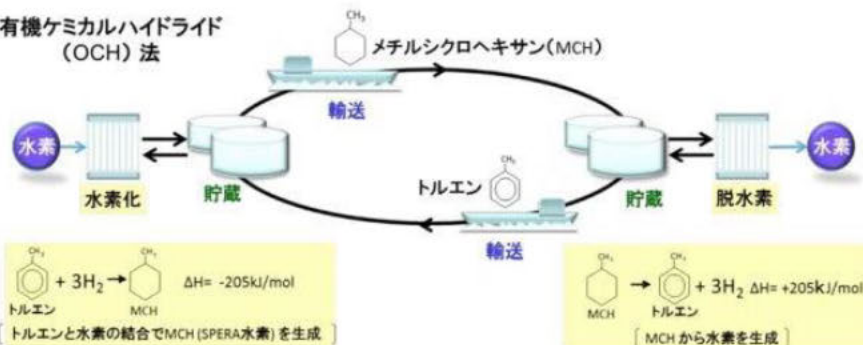
脱炭素燃料
貯蔵タンク

既存タンク
+
技術的支援

転用

浮屋根式原油タンク

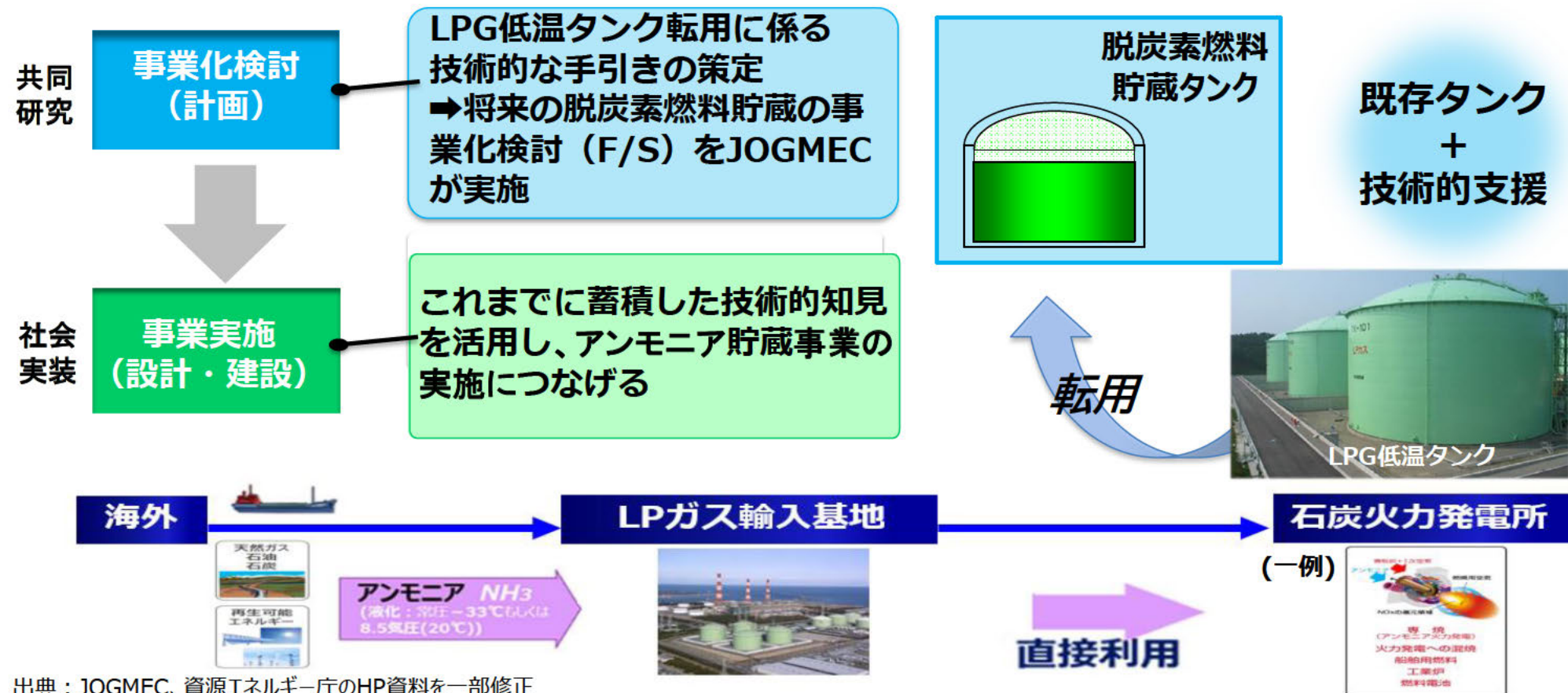
有機ケミカルハイドライド
(OCH) 法



4-6. カーボンニュートラル社会を見据えた既存のLPG低温タンクの活用可能性

- カーボンニュートラル社会の実現に向けて脱炭素燃料の必要性が高まる中で、将来的にその貯蔵設備の確保は重要な課題。
- JOGMECは石油ガス備蓄の技術的知見を活用して、既存のLPG低温タンク（高圧ガス保安法適用）のアンモニア転用に係る技術的な手引きを策定した。また、燃料アンモニア導入官民協議会における、日本国内での配給拠点整備の方向性に係る検討状況を踏まえ、海外からの燃料アンモニアの日本受け入れに関するF/Sを実施しているところ。

● 脱炭素燃料貯蔵に向けた既存のLPG低温タンク利用に関するJOGMECの検討状況（イメージ図）



5. 石油市場動向調査WGの廃止について

- これまで、本分科会の下部組織である「石油市場動向調査WG」において、毎年度、経済見通しなどを踏まえながら、「石油製品需要見通し」を策定し、公表してきたところ。
- 今般、新たな検討会が立ち上がることにあわせ、**本WGは廃止**することとしたい。
- なお、「石油製品需要見通し」については、当面は、審議会ではない形式で継続して策定しつつ、今後のあり方については、備蓄目標の検討とあわせて検討していく。

(参考) エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）（抄）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方

①石油・LPガス備蓄の確保

石油	LPガス
石油の国内需要は減少傾向にあっても、中東情勢やアジアでの石油需要の増加等を踏まえると、引き続き石油備蓄の役割は重要であり、<u>石油備蓄水準を維持する</u>。あわせて、緊急時に石油備蓄を一層迅速かつ円滑に放出できるよう、備蓄放出の更なる機動性向上に向け、石油精製・元売各社との連携強化、必要に応じた油種入替、放出訓練や机上訓練、国家石油備蓄基地における必要な設備修繕・改良等を継続する。また、燃料の移行の状況を踏まえ、タンクの有効活用も含め、燃料備蓄の在り方について検討し、アジア地域のエネルギー・セキュリティ確保に向け、産油国やアジア消費国との備蓄協力を進める。	<u>LPガス備蓄についても、大規模災害等に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する</u>。危機発生時における機動力の更なる向上に向け、LPガス業界やJOGMECと連携し、国家備蓄放出について、緊急時の想定に応じて、国家備蓄基地からタンカーや内航船等を利用した各地への輸送手段に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時の供給体制確保の観点から、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設や設備強化を進めるとともに、避難所や医療・社会福祉施設等の重要施設における燃料備蓄などの需要サイドにおける備蓄強化を進める。さらに、緊急時の供給協力を円滑に行う「災害時石油ガス供給連携計画」の不断の見直しを行い、同計画に基づいた訓練を実施する。